

船橋市若者就業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人千葉県産業振興センター（以下「産振センター」という。）に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、船橋市若者就業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって本市の産業人材育成及び市域産業の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ちば若者キャリアセンターで行う若年者就業支援センター事業とする。

(補助金の額)

第3条 産振センターに対して交付する補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業を行うために必要な経費とし、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 産振センターは、補助金の交付の申請をしようとするときは、船橋市若者就業支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

2 産振センターは、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、第4条の規定による申請を受理し、審査の上、適正と認めるときは、船

橋市若者就業支援事業費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（各対象経費の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更のあるときを除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) 第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な条件を付し、または指示することができる。

（計画変更等）

第7条 産振センターは、前条第1項第1号から第3号に掲げる補助事業の変更等をしようとするときは、速やかに船橋市若者就業支援事業費補助金変更・中止(廃止)承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて申請し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 産振センターは、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（計画変更等承認の通知）

第8条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めた場合は補助事業の計画変更等を承認し、その旨を船橋市若者就業支援事業費補助金計画変更・中止(廃止)承認通知書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第9条 産振センターは、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業終了後20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市若者就業支援事業費補助金実績報告書(第5号様式)を作成し、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 産振センターは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市若者就業支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 産振センターは、補助事業に要した経費についてその収支に係る帳簿を備えるとともに、関係書類を整備し、かつ、これらの書類を交付を受けた日から10年間保存しておかなければならない。

(補助金の請求)

第12条 規則第15条の規定により、産振センターが補助金の請求をしようとするときは、船橋市若者就業支援事業費補助金交付請求書(第7号様式)により、市長に請求しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(別表)

補助事業名	対象経費	補助率
若年者就業支援センター事業	人件費、消耗品費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料	補助対象経費の2分の1以内とする。

第1号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり、船橋市若者就業支援事業費補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助事業に要する経費及び補助金申請額

(1) 事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

3 補助事業に要する経費の配分

4 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

(1) 補助金交付額の算定

消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定

消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定

※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が0円の場合も含む）。

(2) (1) で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由

免税事業者である

簡易課税事業所である

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（ ）

第2号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金交付可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付け申請のあった船橋市若者就業支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 交付決定額 円
- 3 交付予定時期 年 月 日
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること（各対象経費の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更のあるときを除く）。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長に承認を得ること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (4) 第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

第3号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった船橋市若者就業
支援事業費補助金について、変更・中止（廃止）したいので、船橋市若者就業支援事業費
補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 変更・中止（廃止） 理由
- 2 変更・中止（廃止） 変更の内容
- 3 変更・中止（廃止） 予定年月日

第4号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金変更・中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付け申請のあった若者就業支援事業費補助金変更・中止（廃止）
について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 変更・中止（廃止） 理由
- 2 変更・中止（廃止） 変更の内容
- 3 変更・中止（廃止） 予定年月日

第5号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった船橋市若者就業支援事業費補助金の実績を、船橋市若者就業支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の実績
- 3 収支精算書

第6号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった船橋市若者就業
支援事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 確定申告により確定した当補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)

3 添付書類

- (1) 返還額算出シート（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に
掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）
- (2) 別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

申告方式	添付書類	提出書類に☑
消費税の確定申告の義務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

第7号様式

船橋市若者就業支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった船橋市若者就業
支援事業費補助金について、船橋市若者就業支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に
より、下記のとおり請求します。

記

金

円